ディスクロージャー2016

平成27年度 経営情報 (平成28年3月末現在)





もくじ

ごあいさつ・・・・・・・ 1	貸出金業種別残高・・・・・*19
事業方針・・・・・・・・・ 2	貸出金種類別平均残高····*20
平成 27 年度事業概要・・・・・* 2	貸出金使途別残高・・・・・*20
事業の組織・・・・・・・* 3	消費者ローン・住宅ローンの残高・20
役員一覧・・・・・・・・* 3	貸出金償却額・・・・・・*20
監査法人・・・・・・・・* 3	貸出金金利区分別残高・・・・*20
組合員の推移・・・・・・・ 4	定期預金種類別残高・・・・・*20
当組合のあゆみ・・・・・・・ 4	担保種類別貸出金残高・債務保証見返額 *21
トピックス・・・・・・・・ 5	有価証券種類別残存期間別残高•*21
店舗一覧・・・・・・・・* 5	有価証券種類別平均残高・・・・*22
決算関係書類	公共債窓□販売実績・・・・・・22
貸借対照表・・・・・・・*6	貸倒引当金の内訳・・・・・・*22
損益計算書・・・・・・・* 7	リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *22
剰余金処分計算書・・・・・* 7	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎23
貸借対照表注記・・・・・・*8	代理貸付残高の内訳・・・・・・24
損益計算書注記・・・・・・*13	経営管理体制(リスク管理体制・法令遵守体制)・ *25
会計監査人の監査・・・・・・*13	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 *26
代表理事による適正性、有効性の確認 • • 13	苦情処理措置・紛争解決措置等の概要・・*28
粗利益•業務純益•••••*14	自己資本の充実の状況・・・・*30
受取利息及び支払利息の増減・・*14	犯罪収益移転防止法•••••• 4 O
役務取引の状況・・・・・・・15	反社会的勢力基本方針、利益相反管理方針 • 41
その他業務収益の内訳・・・・・15	保険募集指針・・・・・・・42
経費の内訳・・・・・・・・・15	キャッシュカード偽造・盗難等の補償・・ 43
主な経営指標の推移・・・・・*16	内国為替取扱実績・・・・・・44
自己資本比率(単体)・・・・*16	当組合の子会社・・・・・・44
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 * 17	主要な事業の内容・・・・・・*44
総資産利益率・・・・・・・*17	手数料一覧・・・・・・・・45
総資金利鞘等・・・・・・・*17	業務のご案内・・・・・・・46
1 店舗当りの預金、貸出金残高・・17	地域密着型金融の取組の状況・・・48
子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの *17	第 54 期通常総代会のご報告・・・51
有価証券の取得価格、時価および評価損益*18	総代会の仕組と役割・・・・・・52
職員1人当りの預金、貸出金残高・・・18	総代のご紹介・・・・・・・54
預貸率及び預証率・・・・・・*18	役員等の報酬体系・・・・・・55
預金種目別平均残高・・・・・*18	地域貢献プログラム・・・・・56
財形貯蓄残高・・・・・・・・18	振り込め詐欺防止への取り組み・・61
預金者別預金残高・・・・・・19	

商品有価証券、オフバランス取引の状況、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、外国為替取扱高、公共債ディーリング実績については取扱または残高はございません。

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

「*」印は協金法施行規則第69条に定められた法定開示項目、「@」は金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ

組合員の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 平成27年度は、米国においては内需が堅調に推移し欧州でも経済に 回復傾向が見られたものの、顕著となった中国経済の減速が新興国や資 源輸出国へ波及することで世界的に資金・資源需要が減退したことから、 全体としては成長のペースは緩やかなものとなりました。これらの影響



を受けた我が国経済は、円安や原油安が輸出産業や製造業等の企業業績の改善に寄与するとともに、訪日外国人増加によるインバウンド需要の拡大等で内需を中心に持ち直しが見られましたが、第 4 四半期に入ると世界経済悪化への懸念や原油安による不安が高まったことで株安と円高が急激に進行し、景気の停滞から日本銀行が未経験のマイナス金利政策(マイナス金利付き量的・質的金融緩和)を導入したことで金融市場が混乱し経済全体が不安定な動きを示しております。

地域経済を見ますと、県内の中小企業においても、業種によりプレミアム付き商品券などの政 策効果や観光需要(インバウンド含む)、金利低下による住宅投資等の恩恵を受ける一方、多く の企業では、人手不足による受注機会の損失や営業活動への支障、人件費の上昇による経費増加、 消費マインドの低下による受注・売上の減少、利幅の縮小などを受け、業況は持ち直すまでには 至っていない状況です。

当営業区域においては、東京湾アクアラインを利用した県内観光の拠点として、県外からの集客が増加していることに加えて、国土交通省が発表した1月1日時点の地価公示価格では、全用途平均の県内平均変動率(増加)第一位は君津市5.1%(前年第一位4.9%)、第二位木更津市2.8%(前年第二位2.8%)、第十位袖ヶ浦市0.7%(前年第十位0.4%)、第十一位市原市0.6%(前年第十五位0.2%)、第十八位館山市0.1%(前年第十七位0.0%)となるなど地価も連続して回復傾向にあり、更に木更津市、袖ヶ浦市においては常住人口が増加するなど明るい話題も見られております。

当組合では、このような経済環境の中、地域金融の円滑に資するため、事業資金融資への取組みを重点施策として営業してまいりました。中小企業の資金繰り支援とコンサルティング業務に注力する一方、預金は「定期預金プレミアム・チャンスII」を推進することで、期末において預金残高 1,202 億円、貸出金残高 735 億円と、預金の純増 17 億円、貸出金の純増 20 億円を見ることができました。収益面では、適正な償却・引当を行った結果、業務純益 1 億 81 百万円、当期純利益 1 億 22 百万円を計上し、市場金利の低下が継続しマイナスに至るという厳しい経営環境において、13 期連続で利益計上することができました。更に、不良債権比率は 3.72%まで改善し、自己資本比率はバーゼルIIIを踏まえた新国内基準においても 9.01%を確保しております。組合員の皆様には、現行の金融環境を踏まえて出資配当率を 2.0%とさせていただき、更なる自己資本の充実を図りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。当組合は、地域や施設のイベント、アクアライン・マラソンなどのボランティアに積極的に参加することで、身近なところで皆様のお役に立つとともに、これまで通り本業に徹し、店舗政策等を含めた地域の金融利便性向上に努め、コンプライアンスを重視した経営をすすめて参りますので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 宮澤義夫

事業方針

基本方針・・・「金融を通じて地域社会に奉仕する」基本理念とします。

お客様と地域の繁栄を第一とし、小口多数主義を基本として地域のより多くの皆様にお取引いただくことにより地域密着化を推進してまいります。

経営方針・・・法令等を遵守することで健全かつ堅実な運営を行います。

- ●コンプライアンスの遵守に努め、組合員や地域の皆様からの信頼を第一として経営します。
- ●人材の育成に努めることで職員の資質向上とモラルの強化を図り、充実した金融機能の提供を目指します。
- ●地域に密着したきめ細やかな対応により、皆様より愛される、便利で役に立つ「きみしん」を目指します。 〈当組合の 28 年度の取組み〉
- ●企業の持つ将来性・ソフト情報を適切に評価する「目利き力」を充実させることで企業の実際を理解し過度に 担保・保証に依存しない融資に努めるとともに、コンサルティング機能の充実による助言、付加価値の高いサ ービスを提供することで「事業資金」を中心とした融資推進を図り、企業の経営改善・体質強化の支援に努め ます。
- ●他の信用組合等と営業区域を越えた提携関係を結ぶことで、地域の物産、地域企業の取扱商品等を直接区域外 の消費者に販売し広告できるビジネス・マッチングや販路拡大の機会を創造します。
- ●当組合は、サービスの不正利用の防止(特殊詐欺、情報セキュリティ対策、反社会的勢力遮断等)に努めるとともに、真に顧客ニーズに適した商品・サービスを提供することで、顧客資産の保全、顧客保護、顧客利便性の充実を図ります。
- ●組織体制のレベルアップ(内部牽制体制・監査機能・コンプライアンス体制の整備などによる経営管理態勢の 強化等)に努めます。また、マネジメント・サイクル(PDCA)を繰り返すことによって、業務の維持・向上 及び継続的な業務改善活動を推進します。
- ●主体的にボランティア活動を行うことによる地域の皆様との業務を超えた幅広い交流を通して、地域における 不足・不満・要望等を肌で感じ、これらの補完に努めることで地域の活性化を目指します。

平成 27 年度 事業概要

○ 預金・積金

小口多数主義に徹底し、「定期預金プレミアム・チャンスⅡ」を中心に推進いたしました。

結果、定期預金の純増は9億11百万円であり期末総預金残高は1,202億69百万円(前期比+17億11百万円)となりました。今後も小口の取引先開拓を推進してまいります。

○ 貸出金

中小・零細企業の事業者や個人金融の円滑化と経営の安定化を目指し、プロパー融資並びに千葉県信用保証協会付融資を含む事業性融資を推進しました。今期は、事業性融資 137億93百万円(うち、プロパー新規融資 76億76百万円、千葉県信用保証協会付新規融資 21億70百万円)の融資実行ができました。

結果、今年度も適正な償却引当後の期末総貸出金残高は 735 億 53 百万円(前期比+20 億 47 百万円)となりました。今後も、更に地域に密着した金融機関となるよう努めてまいります。

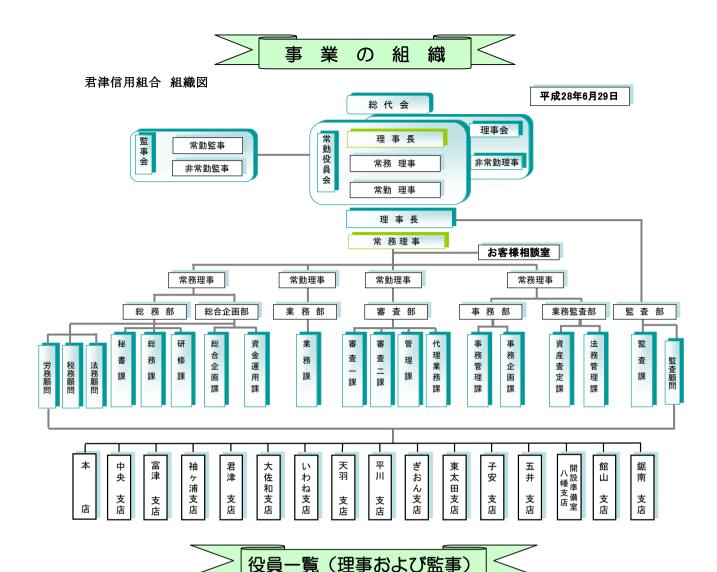
○ 損 益

安全で良質な運用資産の確保が厳しい中、役職員一丸となりまして貸出金残高の増加と経営の合理化、効率化による収益基盤の確立に努めました。職員数も最小限にとどめ資産の自己査定を厳正に行い、適正な償却、引当を行いましたところ、当期純利益 1 億 22 百万円となりました。なお、業務純益は 1 億 81 百万円(コア業務純益 2 億 08 百万円)となりました。

○ 組合員·出資金

活力ある組合を維持するため、組合員の増加に努めたところ、組合員数は 28,135 人(前期比+95 人)、員外預金比率は 16.32%(前期比+0.14%)、となりました。今後も、地域で多くの信頼を得るために組合員の増加に努めてまいります。

また、自己資本比率はバーゼルⅢを踏まえた新国内基準の適用において 9.01%となりました。4.0%(国内基準)を大きく上回っており、資産内容の健全性は十分に維持しております。



平成 28 年 6 月 29 日現在

理事長 宮澤義夫 理 事 在原憲男(非常勤) 常務理事 宮木一則 理 今井定勝(非常勤) 事 常勤理事 佐藤雅幸 理 事 池田亮惇(非常勤) 平野文彦 常勤理事 渡邉元貴(非常勤) 理 永藤和久 常勤監事 榎本光男(非常勤) 石渡正明(非常勤) 理 事 事 理 理 急 勝(非常勤) 員外監事 宮沢輝男(非常勤) ※ 当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の 多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人 (平成28年6月29日現在)

組合員の推移

区	分	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
個	人	25,284 人	25,285 人	25,535 人	25,572 人
法	人	2,382 人	2,444 人	2,505 人	2,563 人
合	計	27,666 人	27,729 人	28,040 人	28,135 人

当組合のあゆみ

昭和37年 3月	設立総会	1
昭和37年 5月	創立(営業開始)	'
昭和52年6月	自営コンピュータ導入	
昭和56年7月	オンライン稼動	
昭和57年2月	CD機設置	
昭和59年8月	全銀データ通信システム加盟	
平成 2年 4月	安房信用組合を吸収合併	
平成 3年 5月	第3次オンライン稼動	
平成 4年 6月	いわね支店新築オープン	
平成 4年12月	本店新築オープン	
平成 6年 5月	大佐和支店新築オープン	
平成 10 年 11 月	平川支店新築オープン	
平成 11 年 5 月	ポスト第3次オンライン稼動	
平成 12 年 3 月	デビットカード取扱開始	
平成 12 年 4 月	郵便局との ATM 提携	
平成 12 年 7月	インターネットバンキング・モバイルバンキング取扱開始	
平成 13 年 12 月	住宅火災保険の窓口販売開始	
平成 14 年 6月	創立 40 周年記念祝賀会	
平成 16年 3月	証券業務認可(国債窓販業務)	
平成 16年 5月	アイワイバンク銀行との ATM 利用提携	
平成 16年 6月	個人向け国債の窓口販売開始	
平成 17年 3月	きみしん TKC 経営者ローン発売	
平成 17 年 3月 平成 17 年 7月	五井ローンセンター開設	
平成 18年 3月	一時払い終身保険発売	
平成 18年 8月	かずさジュニアオーケストラ協賛企業参加	
平成 18 年 12 月	東太田支店 新設オープン	
平成 19 年 2月	住宅金融支援機構「フラット 35」取扱開始	
平成 20 年 1月	子安支店 新設オープン	
平成 20 年 7月	おまとめローン取扱開始	
平成 21 年 2月	独立行政法人福祉医療機構と協調融資の覚書締結	
平成 21 年 4月	千葉県農業信用基金協会と業務委託契約締結	
平成 22 年 1月	ペイジー「収納サービス」「国庫金収納サービス」等取扱開始	
平成 22 年 9月	創立 50 周年記念決起大会開催(山中湖)	
平成 22 年 12 月	きみつ少年少女合唱団協賛企業参加	
平成 23 年 7月	創立 50 周年なの花会旅行(明治座観劇等)開催	
平成 23 年 10 月	創立 50 周年感謝の集い「加藤登紀子チャリティコンサート」開催	
平成 23 年 11 月	五井支店 新設オープン	
平成 24 年 5月	創立 50 周年記念式典 開催	
平成 25 年 11 月	「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」 開催	
平成 26 年 2月	歳入金等の窓口取扱い開始(日本銀行歳入復代理店)	
平成 26 年 27 平成 26 年 11 月	なの花会設立30周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショー」	,
$+$ $\%$ \angle 0 $+$ $+$ $+$ $+$	「(へららはは、では、ほどによりのでは、では、日本では、1914年)のでは、「今には、1914年)のでは、「今には、1914年)のでは、1914年(1914年)	/

トピックス

平成 27年 7月 16日 袖ヶ浦さつき台病院 猪狩友行副院長による医療講演会 開催

平成27年 8月23日 かずさジュニアオーケストラ定期演奏会 協賛

平成27年9月1日「袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会」ピーターパンカード寄付

平成27年 9月 2日 「しんくみの日週間」献血運動 実施

平成 27年 10月 3日 第13回なの花会グラウンド・ゴルフ大会 開催

平成 27 年 11 月 第 36 回海外旅行 開催

「世界遺産アンコールワットとベトナム・ホーチミン5日間の旅」

平成27年11月14日 五井支店なの花会設立総会 開催

平成27年12月20日 きみつ少年少女合唱団定期演奏会後援

平成 28 年 6月 29日 第54 期通常総代会 開催

店舗 一覧表

平成28年6月29日現在

本 部	木 更 津 市 潮 見 3-3	天羽支店	富津市湊374
	☎ 0438 (20) 1122 代		☎ 0439 (67) 0522 代
本 店	木 更 津 市 潮 見 3-3	平川支店	袖ヶ浦市横田32-3
	☎ 0438 (20) 1111 代		☎ 0438 (75) 3025 代
中央支店	木更津市中央 2-6-5	ぎおん支店	木 更 津 市 祇 園 1-1-5
	☎ 0438 (23) 5151 代		☎ 0438 (98) 2111 代
富津支店	富 津 市 大 堀 511-1	東太田支店	木更津市東太田 4-4-7
	☎ 0439 (87) 0854 代		☎ 0438 (97) 1111 代
袖ヶ浦支店	袖 ヶ浦 市 蔵 波 1939-2	子安支店	君津市南子安 7-4-12
	☎ 0438 (62) 2624 代		☎ 0439 (52) 1511 代
君津支店	君津市南久保 1-1-5	五井支店	市原市更級 1-8-1
	☎ 0439 (55) 5711 代		☎ 0436 (24) 3100 (t)
大佐和支店	富津市千種新田447-8	館山支店	館山市北条1815
	☎ 0439 (65) 1051 代		☎ 0470 (22) 0708 代
いわね支店	木 更 津 市 岩 根 3-10-15	鋸南支店	安房郡鋸南町勝山 351-17
	☎ 0438 (41) 0344 代		☎ 0470 (55) 3811 代

八幡支店 開設準備室 市原市更級 1-8-1(五井支店内)

2 0436 (98) 5151 代

貸借対照表

単位:千円

								単位:千円
	科目	平成27年3月31日	平成28年3月31日	科	目		平成27年3月31日	平成28年3月31日
(資産の部)			(負債)		
現	金	3, 673, 586	3, 698, 336	預 金	積	金	118, 557, 615	120, 269, 218
預	け 金	40, 577, 355	39, 708, 018	当	座 預	金	900, 240	1, 147, 695
買	入金銭債権	10, 517	7, 660	普	通 預	金	33, 921, 749	34, 619, 476
有	価 証券	5, 667, 778	7, 592, 205	貯	蓄預	金	38, 284	42, 473
	国債	2, 001, 800	3, 013, 650	通	知 預	金	199, 932	228, 572
	地 方 債	_	502, 250	定	期預	金	81, 293, 308	82, 205, 200
	社	1, 416, 090	1, 916, 410	定	期積	金	1, 967, 869	1, 793, 887
	株式	4, 060	10, 060	その	他の預	金	236, 230	231, 911
	その他の証券	2, 245, 828	2, 149, 835	借	用	金	-	1, 600, 000
貸	出 金	71, 506, 189	73, 553, 429	当	座借	越	_	1, 600, 000
	割 引 手 形	49, 743	14, 123	その	他負	債	212, 087	179, 990
	手 形 貸 付	1, 017, 240	808, 783	未 決	済為替	借	25, 659	26, 874
	証 書 貸 付	67, 811, 443	69, 968, 406	未	払 費	用	95, 036	80, 636
	当 座 貸 越	2, 627, 762	2, 762, 116	給 付	補塡備	金	787	613
そ	の 他 資 産	490, 331	716, 244	未 払	法人税	等	1, 522	1,602
	未決済為替貸	12, 056	12, 458	前	受 収	益	9, 617	10, 360
	全信組連出資金	158, 000	158, 000	払 房	表 済	金	11, 730	261
	未 収 収 益	185, 479	198, 561	職員	員 預 り	金	42, 563	35, 492
	その他の資産	134, 795	347, 224	その	他の負	債	25, 169	24, 149
有	形固定資産	2, 436, 201	2, 535, 826	賞 与	引当	金	52, 100	52, 115
	建物	1, 028, 436	987, 566	役員賞	与 引 当	金	6, 950	6, 000
	土 地	1, 309, 713	1, 383, 130	退職給	付 引 当	金	_	_
	建設仮勘定	_	86, 105	役員退職	慰労引当	金	113, 102	127, 865
	その他の有形固定資産	98, 051	79, 024	債務保証	E 損 失 引 当	金	31	18
無	形固定資産	7, 762	7, 206	偶 発 損	失 引 当	金	12, 164	9, 820
	ソフトウェア	3, 596	3, 039	睡眠預金技	ム戻損失引当	· 金	4, 000	4, 300
	その他の無形固定資産	4, 166	4, 166	特別法.	上の引当	金	_	-
繰	延税金資産	202, 155	182, 350	債 務	保	証	26, 832	22, 508
債	務保証見返	26, 832	22, 508	負債の	の部合	計	118, 984, 883	122, 271, 837
貸	倒 引 当 金	△ 154, 815	△ 186, 846	(純資	資産の部)			
	(うち個別貸倒引当金)	△ 142, 890	△ 150, 112	出	資	金	961, 381	961, 021
				普通	鱼 出 資	金	961, 381	961, 021
				利益	剰 余	金	4, 477, 064	4, 570, 998
				利益	生 準 備	金	924, 000	946, 000
				特易	月 積 立	金	3, 335, 000	3, 470, 000
					未 処 分 剰 余		218, 064	154, 998
					勘 定 合 証券評価差額		5, 438, 445 20, 567	5, 532, 019 33, 082
					の部合		5, 459, 012	5, 565, 101
資	産の部合計	124, 443, 896	127, 836, 939					127, 836, 939

損益計算書

単位:千円

		科		目		平成26年度(53期)	平成27年度(54期)
Ě		常		収	益	2, 652, 75	
Ĭ	資	金	運		収益	2, 143, 99	
		貸	出	金 利	息	1, 944, 61	
		預	ける	金 利	į į	127, 33	1 123, 00
		有 価	証 券 和	利 息 配	. 当金	65, 23	2 61, 09
		そ の	他の	受 入	利 息	6, 81	
í	役	務	取 引	等	収 益	140, 55	
		受 入	為	· 手	数 彩	62, 09	
		受 そ の	他の	· 役 務	収益	78, 45	
د	そ	o o	他業	務	収益	14, 58	
		国債	等債	券 売	却益	14, 30	6, 5
		国	他 の	業務	収益	14 50	
	7.			未 伤	収 無	14, 58	8, 6
_	そ	D Fol	他経	常。	収 益	353, 62	
		貸倒	引、当	金戻	入 益	4, 54	
		償 却	債 柞	潅 取	立立	333, 68	8 69, 6
		株 式	等	売	却 益		_
		そ の	他の	経 常	収 益	15, 39	1 14, 4
		常	5	費	用	2, 178, 55	3 2, 107, 3
Ĭ	資	金	調	達	費用	37, 97	
		預	金	利	į.	37, 08	
		給 付		備 金 繰	. 入 額	69	
		借		金利	l l		- 8
		そ の	他の	支 払	利息	20	
1	役	務	取 引	等	費用	465, 23	
1	IX.	支 払	為	替 手	数 彩		
				首 于 加 数	費 月		
			他の	役 務	費用	425, 00	
_	そ	<i>O</i>	他業	務	費用		
		国債	等 債	券 売	却 損		- 8, 5
		国 債	等債	券 償	還 損		-
		そ の	他の	業務	費用		
ŕ	径				費	1, 635, 16	5 1, 560, 3
		人	1	生 生	費	1,069,75	0 1,032,7
		物	1	牛	費	537, 52	
		税			金	27, 88	
د	そ	0)	他 経	常	費用	40, 14	
	_		引 当	金 繰	入 額	10,11	40, 9
		貸 貸		金 償		10, 27	
		株式	; 等	売	却 損	10, 21	10, 1
		株		等 償	去	1	
		な の	他	ザー 「貝 資 産		1	
					償 去	20.00	7
			他の	経常	費用	29, 86	7
		常 別		利 利	益	474, 20	211, 3
_		别	J	利	益 分 益	•	-
j	固	定	資 産	処	分 益	<u>'</u>	-
2	そ	の <u></u> 他		特 別	利 益		_
		, <u>S</u> l		損	失 分	1, 02	7 68, 6
[卣	定	資 産	処	分 擅	1,02	7
Ð	咸		損	損	失		- 68, 3
د	そ	の作		特 別	損 失	i i	_
	Ē	引前	北 #	19 Achi	利 益	473, 17	6 142, 6
	人	税 、	住民税	及び	事業科	4, 52	
		人说、稅	在 民税 等 選	量 付	損 力 利 業 税 整	il	_
	•	入 	· ` 生 `	調	整整	280, 00	15, 0
		期	等 純	利	15 15 21	188, 65	6 122, 8
	#49	如 金 (/ 业 相	調 利 首 残	<u>+</u> ,		0 122,0
	越.	期まれ	(当 期 <u>処</u> 5	首残	高) 余 金	29, 40	8 32, 1 4 154, 9
	- 4	期 未	処 気	予	余金	218, 06	41 154.9

剰余金処分計算書

		単位:十円_
科目	平成26年度(53期)	平成27年度(54期)
当期未処分剰余金	218, 064	154, 998
ニオ	iを下記のように処分致します。	
利 益 準 備 金	22, 000	15, 021
特別積立金	135, 000	100, 000
出資配当金	28, 897	19, 199
繰越金(当期末残高)	32, 166	20, 777
合 計	218, 064	154, 998

貸借対照表 注記

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては有価証券の種類別に事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、又は、期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 25年~39年

その他 3年~20年

- 4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 5. 外貨建資産は主として、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記の直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債 務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しており ます。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸 倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,933百万円であります。

- 7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれら に関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成27年3月31日現在)

年金資産の額 年金財政計算上の数理債務の額と 384,802百万円

中並以以可弁上の数件負債の領し

最低責任準備金の額との合計額

327,959百万円

差引額

56,842百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 0.909%
- (3) 補足説明

上記 (1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 28,599百万円及び別途積立金 85,442百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当 組合は、当期の計算書類上、特別掛金 18百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込

額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 11. 債務保証損失引当金は、(社)関東年金福祉協会に対する債務保証に係る損失に備えるため、同協会の債務者である住宅ローン借入者の履行状況を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 262百万円
- 17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -百万円
- 18. 有形固定資産の減価償却累計額
- 3,442百万円
- 19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 467百万円、延滞債権額は 2,216百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本 又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った 部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第9 6条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は34百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0.7百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破綻先債権、 延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,719百万円であります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 24. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 14百万円であります。
- 25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 5,000百万円

(主に、全国信用協同組合連合会へ為替決済保証金等として差入れたものです)

担保資産に対応する債務 借用金 1,600百万円

上記のほか、公金取扱いのために現金 2,700千円、預け金 200千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 15,700千円を担保提供しております。

- 26. 出資1口当たりの純資産額は 5,790円82銭です。
- 27. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や 金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、 余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境 や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去2年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた 時価は、168百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数 との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

		1		显:日/3/17/
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
(1)	預け金 (*1)	39, 708	40, 013	305
(2)	有価証券			
	その他有価証券	7, 572	7, 572	-
(3)	貸出金(*1)	73, 553		
	貸倒引当金 (*2)	△186		
		73, 366	75, 684	2, 317
	金融資産計	120,647	123, 270	2,623
(1)	預金積金(*1)	120, 269	120, 276	7
(2)	借用金(*1)	1,600	1,600	_
	金融負債計	121, 869	121, 876	7

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。 定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計 額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報に は含まれておりません。

(単位:百万円)

	(1 2 1 7 1 1 7
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
組合出資金 (*2)	167
合 計	177

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること から時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- 29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 - (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

		貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
株	式	-百万円	-百万円	-百万円
債	券	3, 738	3,706	32
玉	債	2,013	2,005	7
坦	方 債	502	499	2
短	期社債	-	-	-
礻	土 債	1,223	1,200	22
そ(の他	1, 347	1, 317	30
小	計	5, 086	5,023	63

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表		貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
株	式	10百万円	10百万円	-百万円
債	券	1,693	1,699	6
玉	債	1,000	1,000	0
地	方 債	_	_	-
短其	引社債	-	-	-
社	債	693	699	6
その	他	801	812	10
小	計	2, 505	2, 522	17
<u>合</u> 計		7, 592	7, 546	45

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、投資信託について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて 算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づ く時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に 比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得価額と比較して50%以上下落した場合」であります。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の価格の推移、格付等を勘案し、著しい下落かどうか検討しております。今期においては著しい下落に該当する有価証券はありません。
- 30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 31. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格売却益売却損1,697百万円6百万円8百万円

- 32. 保有目的を変更した有価証券はありません。
- 33. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

			1年超	5年超	
		1年以内	5年以内	10年以内	10年超
債	券	2,101百万円	1,215百万円	1,714百万円	401百万円
玉	債	2,001	1,012	-	-
地力	ī 債	-	_	502	-
短期	社債	-	-	-	-
社	債	100	203	1,211	401
その	他	201	612	620	617
合	計	2, 302	1,828	2, 334	1,018

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出 を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸 付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,751百万円で あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が23,751百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必

ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額
その他814百万円
139百万円
439百万円
953百万円
2010
953百万円
2010
953百万円
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010
2010

損益計算書 注記

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資一口当たりの当期純利益 127円87銭
- 3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額
千葉県内	営業用店舗2ヵ所	土地・建物等	68,388千円

当期において、店舗統廃合及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

資産のグルーピングの方法は、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店をグルーピングの単位としております。

また、当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高い金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に準拠した評価額等により算出しております。

会計監査人の監査

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類については、 「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性 及び内部監査の有効性の確認

私は、当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の実効性を確認いたしました。

平成28年6月29日 君津信用組合理事長 宮澤義夫

粗利益•業務純益

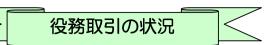
単位:百万円

		キロ・ロソリコ
科目	平成 26 年度 (53 期)	平成27年度(54期)
資金運用収益	2,143	2,082
資金調達費用	37	39
資金運用 収支	2,106	2,042
役務取引等収益	140	137
役務取引等費用	465	433
役務取引等 収支	△ 324	△ 295
その他業務収益	14	15
その他業務費用	0	8
その他業務 収支	14	6
業務 粗利益	1,795	1,753
業務粗利益率	1.56%	1.46%
業務純益	178	181

(注) 業務粗利益率 = <u>業務粗利益</u> × 100 資金運用勘定計平均残高

受取利息及び支払利息の増減

科目	平成 26 年度 (53 期)	平成27年度(54期)
受取利息の増減	△161	△61
支払利息の増減	Δ 1	1



単位:百万円

科目	平成 26 年度	平成 27 年度
役務取引等収益	140	137
受入為替手数料	62	61
その他の受入手数料	74	72
その他の役務取引等収益	3	3
役務取引等費用	465	433
支払為替手数料	40	40
その他の支払手数料	6	4
その他の役務取引等費用	418	388

その他業務収益の内訳

単位:百万円

科目	平成 26 年度	平成 27 年度
外国為替売買益	-	1
商品有価証券売買益	ı	ı
国債等債券売却益	-	6
国債等債券償還益	ı	ı
その他の業務収益	14	8
その他業務収益合計	14	15

経費の内訳

科目	平成 26 年度	平成 27 年度
人 件 費	1,069	1,032
報酬給料手当	842	825
退職給付費用	85	79
その他	142	127
物件費	537	501
事務費	252	246
固定資産費	69	69
事業費	31	37
人事厚生費	8	11
預金保険料	80	48
その他	95	88
税金	27	26
経費合計	1,635	1,560

主な経営指標の推移

_								十四・日/3/3
	区	分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経	常	収	益	2,617	2,558	2,507	2,652	2,318
経	常	利	益	203	177	229	474	211
当	期	純利	益	104	124	129	188	122
預	金積	金残	高	111,460	113,822	115,531	118,557	120,269
貸	出	金 残	高	68,001	69,173	70,332	71,506	73,553
有	価 証	券 残	高	3,438	2,861	5,386	5,667	7,592
総	資	産	額	116,812	119,461	121,185	124,443	127,836
純	資	産	額	4,905	5,155	5,292	5,459	5,565
自	己資本」	七率(隼	体)	9.81%	9.31%	9.11%	9.08%	9.01%
出	資	総	額	946	955	960	961	961
出	資	総口	数	946,885 🗆	955,150 🗆	960,922 🗆	961,381 🗆	961,021 🗆
出	資	配当	金	28	28	28	28	19
職		員	数	176人	174人	171 人	168人	166人

^{*} 残高計数は期末日現在のものです。出資 1 口の金額は 1,000 円となっています。



資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

単位:千円

科目	年 度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	平成 27 年度	119,364,827	2,082,217	1.74%
	平成 26 年度	115,054,950	2,143,994	1.86%
うち貸出金	平成 27 年度	71,287,348	1,891,337	2.65%
	平成 26 年度	70,291,055	1,944,612	2.76%
うち預け金	平成 27 年度	40,618,961	123,063	0.30%
	平成 26 年度	39,143,796	127,331	0.32%
うち有価証券	平成 27 年度	7,291,656	61,096	0.83%
	平成 26 年度	5,450,415	65,232	1.19%
資金調達勘定	平成 27 年度	119,915,408	39,668	0.03%
	平成 26 年度	117,145,324	37,977	0.03%
うち預金積金	平成 27 年度	119,055,552	38,667	0.03%
	平成 26 年度	117,103,668	37,772	0.03%
うち譲渡性預金	平成 27 年度	-	_	_
	平成 26 年度	-	_	_
うち借用金	平成 27 年度	820,765	808	0.09%
	平成 26 年度	_	-	_

^{*} 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成 26 年度 110,355 千円、27 年度 98,038 千円)を控除して表示して おります。

総資産利益率

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
総資産経常利益率	0.38%	0.16%
総資産当期純利益率	0.15%	0.09%

総資産経常(当期純)利益率 = -

経常(当期純)利益

総資産(債務保証見返を除く)平均残高

– × 100

総資金利鞘等

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
資金運用利回り(a)	1.86%	1.74%
資金調達原価率(b)	1.42%	1.32%
総資金利鞘 (a-b)	0.44%	0.42%

1 店舗当りの預金及び貸出金残高

単位:百万円

		1 = 2,313
区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
1 店舗当りの預金残高	7,903	8,017
1 店舗当りの貸出金残高	4,767	4,903

子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの

該当なし

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

単位:百万円

区分		取得価格	時 価	評価損益
右価証券	平成27年度末	7,546	7,592	1
有価証券	平成26年度末	5,639	5,667	-

- *金銭信託、デリバティブ等商品の保有はありません。
- 1.「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に 定める時価に基づいて表示しております。尚、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。
- 2.評価損益額は、満期保有目的の債券の期末評価損益を表示しております。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

単位:千円

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
職員 1 人当りの預金残高	698,630	708,716
職員 1 人当りの貸出金残高	421,368	433,432

預貸率及び預証率

区发	1	平成 26 年度末	平成 27 年度末
預貸率	期中平均	60.02%	59.87%
は	期 末	60.31%	61.15%
預 証 率	期中平均	4.65%	6.12%
預証率	期末	4.78%	6.31%

預金種目別平均残高

単位:百万円

種目	平成 26 年度 平成 27 年度			拝度
1筆 口	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	34,458	29.42%	35,686	29.97%
定期性預金	82,447	70.41%	83,180	69.87%
譲渡性預金	-	-	-	1
その他の預金	197	0.17%	189	0.16%
슴 計	117,103	100.00%	119,055	100.00%

財形貯蓄残高

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
財形貯蓄残高	169	146

預金者別預金残高

単位:百万円

				T III 0/3/3
区分	平成 26 年	度	平成 27 年	F 度
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	103,287	87.12%	103,578	86.12%
法 人	15,270	12.87%	16,690	13.87%
一般法人	14,353	12.10%	15,495	12.88%
金融機関	83	0.07%	197	0.16%
公 金	833	0.70%	998	0.82%
合 計	118,557	100.00%	120,269	100.00%

貸出金業種別残高

業種別	平成 26 年月	度末	平成 27 年度末		
未性が	金額	構成比	金額	構成比	
製 造 業	1,330	1.9%	1,421	1.9%	
農業、林業	309	0.4%	332	0.5%	
漁業	30	0.0%	29	0.0%	
鉱業、採石業、砂利採取業	517	0.7%	445	0.6%	
建 設 業	4,671	6.5%	5,098	6.9%	
電気・ガス・熱供給・水道業	23	0.0%	20	0.0%	
情報通信業	192	0.3%	148	0.2%	
運輸業、郵便業	1,347	1.9%	1,440	2.0%	
卸売業、小売業	4,338	6.1%	4,246	5.8%	
金融業、保険業	118	0.2%	114	0.2%	
不 動 産 業	8,478	11.9%	9,235	12.6%	
物 品 賃 貸 業	139	0.2%	104	0.1%	
学術研究、専門・技術サービス業	1,165	1.6%	1,513	2.1%	
宿 泊 業	1,479	2.1%	1,512	2.1%	
飲 食 業	1,206	1.7%	1,185	1.6%	
生活関連サービス業、娯楽業	2,238	3.1%	2,592	3.5%	
教育、学習支援業	875	1.2%	1,078	1.5%	
医療、福祉	430	0.6%	540	0.7%	
その他サービス	1,021	1.4%	1,084	1.5%	
その他の産業	1,964	2.7%	2,218	3.0%	
小計	31,882	44.6%	34,365	46.7%	
地 方 公 共 団 体	1,065	1.5%	1,950	2.7%	
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-	
個人(住宅・消費・納税資金等)	38,557	53.9%	37,237	50.6%	
合 計	71,506	100.0%	73,553	100.0%	

^{*}業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金種類別平均残高

単位:百万円

	科	B		平	成 26 年	手度		平成 27 年	F度
	14			金額	Į	構成比	金	額	構成比
割	引	手	形		49	0.07%		35	0.05%
手	形	貸	付		1,017	1.42%		1,126	1.58%
証	書	貸	付	6	7,811	94.83%		67,566	94.78%
当	座	貸	越		2,627	3.68%		2,558	3.59%
合			計	7	1,506	100.00%		71,287	100.00%

貸出金使途別残高

単位:百万円

	区分	4		平成 26 年度				平成 27 年	F 度
		IJ		金	額	構成比	金	額	構成比
運	転	資	金		26,412	36.94%		28,289	38.46%
設	備	資	金		45,093	63.06%		45,264	61.54%
合			計		71,506	100.00%		73,553	100.00%

消費者ローン・住宅ローンの残高

単位:百万円

区分	平成 26 年	拝度	平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	5,956	25.78%	5,796	26.48%
住宅ローン	17,145	74.22%	16,090	73.52%
合 計	23,101	100.00%	21,886	100.00%

貸出金償却額

単位:百万円

項目	平成 26 年度末	平成 27 年度末
貸出金償却額	10	10

貸出金金利区分別残高

単位:百万円

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
固定金利貸出	18,733	20,447
変動金利貸出	52,772	53,106
合 計	71,506	73,553

定期預金種類別残高

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
固定金利定期預金	79,427	80,459
変動金利定期預金	6	6
その他の定期預金	1,859	1,738
合 計	81,293	82,205

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

単位:百万円

区	分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成 27 年度	420	0.6%	-
	平成 26 年度	447	0.6%	_
有 価 証 券	平成 27 年度	-	-	-
	平成 26 年度	-	-	_
動産	平成 27 年度	-	-	-
到	平成 26 年度	-	-	_
不動産	平成 27 年度	32,573	44.3%	21
1、 勤	平成 26 年度	31,445	44.0%	24
そ の 他	平成 27 年度	-	-	-
C 0) IB	平成 26 年度	-	-	_
小計	平成 27 年度	32,994	44.9%	21
/J1 = 1	平成 26 年度	31,892	44.6%	24
信用保証協会・信用保険	平成 27 年度	8,030	10.9%	-
后用休证励云。后用休晓	平成 26 年度	8,006	11.2%	-
保証	平成 27 年度	29,069	39.5%	1
床	平成 26 年度	29,811	41.7%	2
信用	平成 27 年度	3,459	4.7%	-
ПБ	平成 26 年度	1,795	2.5%	_
合計	平成 27 年度	73,553	100.0%	22
اة قا	平成 26 年度	71,506	100.0%	26

有価証券種類別残存期間別残高

	×		分	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
玉		債	平成27年度	2,001	1,012	-	-	-	3,013
		貝	平成26年度	1,000	1,001	1	ı	-	2,001
地	方	債	平成27年度	_	_	502	_	_	502
113	/)	貝	平成26年度	-	-	-	-	-	_
短	期社	債	平成27年度	_	_	-	_	_	_
ᄻ	知 江	貝	平成26年度	-	-	-	-	-	_
社		債	平成27年度	100	203	1,211	401	-	1,916
江		貝	平成26年度	399	303	610	102	-	1,416
株		式	平成27年度	-	_	-	_	10	10
171		Τ/	平成26年度	-	-	-	-	4	4
外	国証	券	平成27年度	201	415	413	615	-	1,645
71		20	平成26年度	300	511	610	103	_	1,527
そ	の	他	平成27年度	_	197	207	1	98	504
の	証	券	平成26年度	104	299	212	1	101	718
合		計	平成27年度	2,302	1,828	2,334	1,018	108	7,592
			平成26年度	1,805	2,115	1,433	207	104	5,667

有価証券種類別平均残高

単位:百万円

	×	分			平成 26 年	丰度	平成 27	平成 27 年度		
		73		金	額	構成比	金額	構成比		
玉			債		1,789	32.84%	3,551	48.70%		
地	Ŧ	ב	債		1	-%	1	0.02%		
短	期	社	債		1	-%	-	-%		
社			債		1,424	26.14%	1,406	19.29%		
株			芁		4	0.07%	5	0.07%		
外	玉	証	券		1,712	31.42%	1,627	22.33%		
そ	の他	の証	券		519	9.53%	699	9.59%		
合			計		5,450	100.00%	7,291	100.00%		

^{*}当組合は商品有価証券を保有しておりません。

公共債窓口販売実績

単位:百万円

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
国債・その他公共債	1	4

| 貸倒引当金の内訳 |

単位:百万円

種目	平成 26 年	拝 度	平成 27 年度		
	期末残高	増減額	期末残高	増減額	
一般貸倒引当金	11	△1	36	24	
個別貸倒引当金	142	4	150	7	
貸倒引当金合計	154	6	186	32	

^{*} 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

区分	年度	残高	担保•保証	貸倒引当金	保全率(%)
(A)		(A)	(B)	(C)	(B+C) /A
破綻先債権	平成 27 年度	467	432	34	100.00%
1以於九月惟	平成 26 年度	487	451	36	100.00%
ズボ:世/書+先	平成 27 年度	2,216	2,085	113	99.18%
延滞債権	平成 26 年度	2,355	2,223	105	98.85%
3ヶ月以上	平成 27 年度	34	34	0	100.00%
延滞債権	平成 26 年度	31	31	0	100.00%
貸出条件	平成 27 年度	0	0	0	0.00%
緩和債権	平成 26 年度	1	0	0	0.00%
合 計	平成 27 年度	2,719	2,553	148	99.33%
	平成 26 年度	2,876	2,706	141	98.99%

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 - 2.「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
 - 3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
 - 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
 - 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 - 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

単位:百万円

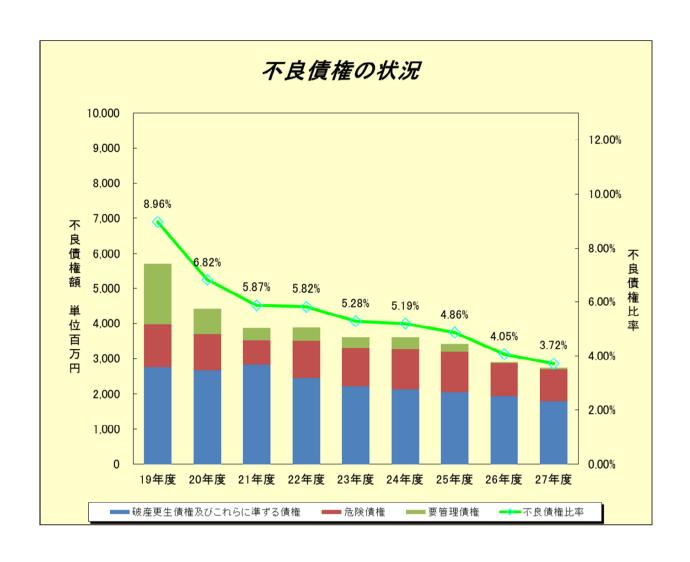
							キロ・ロハコ
×	分	債権額	担保•保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(D)/(A)	(C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに	平成27年度	1,787	1,656	131	1,787	100.00%	100.00%
準ずる債権	平成26年度	1,928	1,812	115	1,928	100.00%	100.00%
危険債権	平成27年度	919	865	17	882	95.97%	31.48%
心吹頂惟	平成 26 年度	940	863	25	889	94.57%	32.47%
西 然田唐佐	平成27年度	35	34	0	34	97.14%	0.00%
要管理債権	平成 26 年度	33	31	0	32	96.97%	0.00%
不良債権	平成27年度	2,742	2,556	148	2,704	98.61%	79.57%
合計	平成26年度	2,902	2,708	141	2,850	98.21%	72.68%
正常債権	平成27年度	70,926					
正市 関惟	平成26年度	68,725					
合 計	平成27年度	73,668					
			l				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
 - 3.「要管理先債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

71,627

- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題のない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

平成26年度



代理貸付残高の内訳

単位:千円

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
全国信用協同組合連合会	ı	-
㈱ 商 工 組 合 中 央 金 庫	ı	-
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	12,146	8,742
独立行政法人住宅金融支援機構	3,905,338	3,755,376
独立行政法人雇用能力開発機構	ı	-
年 金 資 金 運 用 基 金	70,092	64,133
独立行政法人福祉医療機構	28,766	17,735
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人農林漁業信用基金	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	-	6,000
合 計	4,016,342	3,851,986

経営管理体制

1.リスク管理体制

経営の健全性を確保するため、多様化、複雑化した各種リスクに対応できるよう、当組合はリスク管理を重要経営課題として位置づけ、 金融自由化時代にふさわしいリスク管理体制の確保に努めております。

なお、当組合は外部監査法人(新日本有限責任監査法人)による会計監査を受けております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないしは消失し損害を被るリスクのことです。 当組合では、審査部と業務部との独立性を保ちつつ、審査体制と営業推進のバランスのとれた営業活動に努めております。 特に不動産担保の調査については、取扱店の調査のほか、審査部の立会い調査を義務付け、より厳格な審査体制をとっております。 また延滞債権や償却・引当については管理課が、資産査定・自己査定については資産査定課が行うよう、独立した体制を構築しています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・価格・為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当組合では、ALM (資産負債総合管理) 体制に努め、安定的な収益確保とリスクの最少化を目指しております。また、資金繰りに対して支払い準備資金の 適正な管理に努め健全な支払準備を行っています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では「流動性リスク管理要領」を制定し、日頃から金融・経済動向の把握や「余資運用規程」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象として、常にリスクの把握・ 確認に努め、管理手法の改善を図っています。

2.法令遵守体制

●法令遵守(コンプライアンス)体制について

コンプライアンスとは、金融機関が事故・事件やトラブル等の未然防止を図り、法令等をはじめ内部規程や倫理を含む社会規範すべてにいたるまで、あらゆるルールを厳格に守ることで、お客様の信頼・信用を確固たるものとし、経済・社会に広く貢献していくことを求めるものです。

当組合が地域社会に信頼されるには、高い企業倫理と法令の遵守等社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、社会から批判を受けることのないよう努めなければなりません。

当組合では、コンプライアンス統括部署を法務管理課とし、コンプライアンス (法令遵守) に関わる態勢整備や推進等を担当させるととも に、法務リスク全般の管理にあたらせ、各部課店には、コンプライアンス担当者を設置し、日常業務における法令遵守状況を自己点検する 体制を確立しており、今後ともコンプライアンス (法令遵守) を経営の重要な課題として取組んでいく方針です。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守して勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況や当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、 適正な情報の提供と金融商品の説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入(契約)は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について誠心誠意説明し十分理解していただくよう努めます。
- 3. 当組合は、誠実・公正な勧誘、販売を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行ないません。
- 4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
- 5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれるよう内部管理体制の強化に努めます。
- 6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口へお問い合わせ下さるようにお願い申し上げます。(金融商品とは、預貯金・保険・有価証券等が対象となります。)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の主たるお取引先であります中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めております。アベノミクスによる景気回復の効果は限定的で、不透明感の増す内外経済のなか、売上げの低迷、競争の激化、人手不足など厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中にあって、当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、当地域において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてまいりました。もとより当組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、お取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、現在においても、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにありますが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、お取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めてまいります。

以上を踏まえ、当組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、お取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成 14 年 4 月に設置した審査部(審査二課)を主管部署として、各営業店に指名した 再生支援担当者(主に店長)とが一体となってお取引先の経営支援等に取り組んでおりま す。更に、コンサルティング機能を補完するために、①千葉県産業振興センターの専門家 派遣事業(中小企業診断士等)、②TKC千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の 外部専門家との連携により、経営改善計画の策定・財務改善・事業承継等に取り組んでお ります。基本的に審査二課と営業店との協調のもとで取り組んでおります。

更に平成 24 年度からは認定経営革新等支援機関として、千葉県中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議等による支援活動や外部専門家・外部機関等との連携にも積極的に取り組んでおります。また、平成 25 年度には、10 月より中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業におけるミラサポの専門家派遣事業、11 月に入会した千葉県ニュービジネス協議会、平成 26 年 2 月には関東経済産業局と金融連携を締結、平成 27 年10 月には木更津商工会議所(木更津市産業・創業支援センター)と連携するなど、外部専門家・機関等との連携を適宜拡大するとともに、「中小企業の経営力の向上」「地域経済の活性化」に協力して取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 要注意先等のランクアップへの取組および経営相談、経営改善・再生支援

当組合では、地域密着型金融の機能強化の推進において、お取引先の中小零細事業者に対する経営相談、経営改善・再生支援機能の強化、貸出資産の健全性確保等に向けた取組みの体制整備として、審査部(審査二課)と営業店が連携を図り、本部関連部署及び営業店に経営再生支援担当者を配置し支援活動を展開しております。平成27年度は、経営相談、経営改善・再生支援の取組先として「58」のお取引先を選定させていただきました。そして、コンサルティング機能や情報提供機能を適切に発揮していくため、千葉県産業振興センター「専門家派遣事業」の利用促進、及びTKC千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の外部専門家・機関等との連携を積極的に図っております。その結果、下記の通りの成果を得ることができました

〇ランクアップ 4先、現状維持 52先、ランクダウン 1 先、債務を完済した先 1 先

(2) 創業支援の状況

当組合では、創業・新事業についての支援を行っております。 平成27年度1年間で9件・207,300千円のご利用をいただいております。

(3) 経営改善支援等の取組実績

						'	(単位:先数)			(単位:%)
			期初 債務者数	うち 経営改善支 援取組み先 数	がランクアップ	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ 率	再生計画 策定率
			А	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正	常先	1	1491	29		29	2	1. 9%		6. 99
要注	うちその他 要注意先	2	160	27	3	22	14	16. 9%	11. 1%	51. 99
意先	うち 要管理先	3	0	0	0	0	0	-	1	-
破網	綻懸念先	4	49	2	1	1	2	4. 1%	50. 0%	100.09
実	質破綻先	⑤	90	0	0	0	0	0. 0%	1	
破網	旋先	6	22	0	0	0	0	0. 0%	-	
	小 計 (②~⑥の計)	321	29	4	23	16	9. 0%	13. 8%	55. 29
	合 計		1812	58	4	52	18	3. 2%	6. 9%	31. 09

- (注)・期初債務者数及び債務者区分は27年4月当初時点で整理。
 - ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 - なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 - 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の 債務者区分と異なっていたとしても、期初の債務者区分に従って整理すること。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。
 - 「再生計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

4. 地域の活性化に関する取組状況

地元の企業や団体主催の行事等への参加並びに積極的なボランティア活動を通して、地域への貢献、活性化に努めています。当組合が行なっているさまざまなボランティア活動の様子については、地域貢献プログラムをご覧ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかるご苦情等を受付ておりますので、お気軽にお申し出下さい。なお、苦情対応等の手続きについては、ホームページでもご紹介しております。 URL【http://kimishin.jp/】

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの 及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」にお願いいたします。

君津信用組合お客様相談室

住 所 千葉県木更津市潮見 3-3

電話番号 0438-20-1122

受付時間 9:00~17:00

(土日・祝日および金融機関休業日を除く)



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関で も受け付けています(詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。)

名 称	しんくみ相談所			
	(一般社団法人 全国信用組合中央協会)			
住 所	₹104-0031			
	東京都中央区京橋 1-9-1			
電話番号	03-3567-2456			
受 付 日	月~金			
時間	(祝日及び金融機関休業日を除く)			
	$9:00{\sim}17:00$			

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合のお客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、

アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

Þ	4 ⁄-	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会	
名	称	紛争解決センター	仲裁センター	仲裁センター	
A·	퍖	₹100-0013	₹100-0013	₹100-0013	
土	住 所	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	
電話	番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	
受付	寸 日	月~金(除祝日、年末年始)	月~金(除祝日、年末年始)	月~金(除祝日、年末年始)	
時	間	$9:30\sim12:00,\ 13:00\sim15:00$	10:00~12:00, 13:00~16:00	9:30~12:00, 13:00~17:00	

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

Þ	# -	生命保険相談所	そんぽ ADR センター
石	名 称	(一般社団法人 生命保険協会)	(一般社団法人 日本損害保険協会)
A `	급도	〒100-0005	〒101-8335
往	住所	東京都千代田区丸の内 3-4-1	東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話	番号	03-3286-2648	0570-022808
受付	付 日	月~金(除祝日、年末年始)	月~金(除祝日、年末年始)
時	間	9:00~17:00	$9:15{\sim}17:00$

一当組合は、お客様からのお申し出について、以下の通り金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。一

- 1. お客様からの苦情等については、本支店又はお客様相談室で受け付けます。
- 2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を 図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い適切に取り扱いいたします。
- 4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続き等の情報を提供いたします。
- 5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、 しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務 監査部が一元的に管理します。
- 7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる(普通)出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域のお客さまによる(普通)出資金および内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本の充実を図っています。当組合の自己資本比率は、バーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても、基準4%を上回る9.01%であり、経営の健全性・安全性を十分保っています。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られた利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスク管理に関する項目

『経営管理体制』25頁「信用リスク管理」をご参照下さい。

4. 信用リスクの削除手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、補完的措置として不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

信用リスクの削除手法として当組合が扱う主要な担保としては預金積金等がありますが、担保に関する手続きについては当組合が定める事務規程等により適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、組織態勢や管理の仕組みを整備することによりリスクの顕在化の未然防止と縮小に努めております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。(1年間の粗利益 \times 15%を算出し、その直近3年間の平均値をリスク額として、これを12.5倍することによりリスク・アセット額とする手法)

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式等時価の把握できるエクスポージャーにかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に常勤役員等に報告しております。 非上場株式等時価の把握ができないエクスポージャーについては、当組合が定める運用に関する規程や要領などに基づいて適正に運用・管理に努めています。また、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品の時価会計処理規程」「時価算定要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。 なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・R&I (株式会社格付投資情報センター) ・JCR (株式会社日本格付研究所)
- \cdot Moody's $(\Delta \vec{r}_1 \vec{x}_1 \cdot \vec{r}_2 \vec{x}_1 \cdot \vec{r}_3 \cdot \vec{r}_4 \vec{r}_4 \vec{r}_4 \cdot \vec{r}_4 \vec{$
- ・S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、その比率を自己資本額の 20%以内に抑制することを目安に、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスク量は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを中心に、再評価法を使用し、過去 5 年間の金利変動データに基づく金利ショック幅により算出しております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

1.計測手法・・・・・ 再評価法を採用しています。

2.対 象 ・・・・・ リスクの計測対象としている銀行勘定とは、預金、貸出金、有価証券、預け 金、その他の市場金利の影響を受ける資産および負債をいいます。

3.金利ショック幅 ・・ 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値。

4.コア預金・・・・・ コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い 出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金 のことをいいます。

当組合では、流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)を対象に、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最低残高である③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。

5.計測の頻度・・・・ 月次

■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

1. 自己資本の構成に関する事項

	項目	平成26年度	経過措置 による 不算入額	平成27年度	経過措置 による 不算入額				
コア資本に係る基礎項目 (1)									
	通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘 D額	5,409		5,512					
,,,,	うち、出資金及び資本剰余金の額	961		961					
	うち、利益剰余金の額	4,477		4,570					
	うち、外部流出予定額(△)	28		19					
	うち、上記以外に該当するものの額	_		_					
コフ				36					
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11		36					
	うち、適格引当金コア資本算入額	-		-					
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に 含まれる額			-					
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			-					
土井	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			-					
	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)			5,549					
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 5,549 5,549 5,549 1 5,549									
無用	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		4	2	3				
	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-				
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係る もの以外の額	1	4	2	3				
繰	正税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 (())	4	16	4	6				
適村	851当金不足額	1	-	-	-				
証多	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-	-	-				
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額		-	-	-				
	前払年金費用の額		_	_	_				
自己	出来 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	_	_	_	_				
	図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_				
少数	数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	-	-	-				
		i	1						

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額								
特定	『項目に係る 10%基準超過額	-	-	_	_			
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する							
	ものの額	-	_	_	_			
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連	-	-					
	するものの額			_	_			
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの							
	の額	_	_	_	_			
特定	『項目に係る 15%基準超過額	-	-	-	-			
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに		-					
	関連するものの額			_	_			
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資		-	-				
	産に関連するものの額							
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す							
	るものの額	<u> </u>	_	_	_			
コフ	7資本に係る調整項目の額 (ロ)	5		6				
自己資本								
自己	ご資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	5,416		5,543				
リスク・アセット等 (3)								
信用	リスク・アセットの額の合計額	56,054		57,972				
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	△1,496		∆997				
	の合計額							
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシ	4		3				
	ング・ライツに係るものを除く。)							
	うち、繰延税金資産	16		6				
	うち、前払年金費用							
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,516		△1,007				
	うち、上記以外に該当するものの額							
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		3,560		3,499				
信用	リスク・アセット調整額	-		-				
オ^	ペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-				
リフ	スク・アセット等の額の合計額 (二)	59,615		61,471				
自己資本比率								
自己資本比率((/ \) / (二)) 9.08% 9.01%								
(注) 自己次十以来の常山十沖も会場を「物戸如人によて公師事業に関わて沖海等上を第一項において沖								

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 22 号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

		平成 26 年度		平成 27 年度		
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	
	用リスク・アセット、所要自己 の額合計	56,054	2,242	57,972	2,318	
1 -	標準的手法が適用されるポー フォリオごとのエクスポージャ	57,547	2,301	58,966	2,358	
	(i) ソブリン向け	760	30	793	31	
	(ii) 金融機関向け	8,543	341	8,355	334	
	(iii) 法人等向け	15,715	628	17,421	696	
	(iv) 中小企業等・個人向け	11,525	461	11,672	466	
	(v) 抵当権付住宅ローン	7,946	317	7,513	300	
	(vi) 不動産取得等事業向け	2,223	88	2,084	83	
	(vii) 三月以上延滞等	1,033	41	1,157	46	
	(viii) 出資等	25	1	7	0	
	出資等のエクスポージャ	25	1	7	0	
	重要な出資のエクスポー ジャー	1	-	-	-	
	(ix)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,000	120	2,023	80	
	(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	158	6	158	6	
	(xi)その他(オフバランス含む)	6,616	264	7,779	311	
2	証券化エクスポージャー	_	-	-	_	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	20	0	9	0	
④他 手 係 セ	の金融機関等の対象資本調達 段に係るエクスポージャーに るる経過措置によりリスク・ア ジットの額に算入されなかった 5のの額	∆1,516	∆60	△1,007	Δ40	
_	VA リスク相当額を8%で除し [得た額	3	0	3	0	
	中、	0	0	0	0	
	ペレーショナル・リスク	3,560	142	3,499	139	
	体総所要自己資本額(イ+ロ)	59,615	2,384	61,471	2,458	

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額 $\times 4\%$
 - 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引 及び派生商品取引の与信相当額です。
 - 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府 関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当 該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、 欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 - 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向

け」、「法人向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

- 5. 「その他」とは、(i) \sim (vii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、投資信託等が含まれます。
- 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法> 粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15%

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

単位:百万円

エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高									
地域区分			貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ バティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバテ	ィプ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
業種区分 期間区分	26報	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26镀	27年度	26年度	27年度
国内	123,083	126,488	71,662	73,702	4,113	6013	-	-	1,504	1,550
国 外	1,522	1,522	1	1	1,522	1,522	1	1	ı	-
地域別合計	124,605	128,011	71,662	73,702	5,635	7,536	-	-	1,504	1,550
製 造 業	1,578	1,660	1,475	1,558	102	101	-	-	157	142
農業・林業	429	514	429	514	-	-	_	-	112	112
漁業	174	165	174	165	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	525	453	525	453	-	-	-	-	251	243
建 設 業	6,352	6,582	6,352	6,582	-	-	_	-	188	179
電気・ガス・熱供給・水道業	149	151	149	151	-	-	1	-	-	-
情報通信業	203	163	202	157	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,524	1,611	1,524	1,611	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	4,935	4,999	4,835	4,699	100	300	1	1	182	169
金融業、保険業	43,929	42,607	159	158	2,952	2,484	_	-	-	-
不 動 産 業	17,338	17,626	17,338	17,527	_	99	_	-	226	224
各種サービス	10,305	11,290	10,304	11,288	-	-	-	-	255	353
その他の産業	9,666	10,102	2,951	3,204	255	125	-	-	-	-
国•地方公共団体等	3,322	6,407	1,069	1,955	2,224	4,425	-	-	-	-
個 人	24,168	23,673	24,168	23,673	-	-	_	-	130	125
業種別合計	124,605	128,011	71,662	73,702	5,635	7,536	_	-	1,504	1,550
1 年 以 下	22,489	17,536	4,549	5,121	1,799	2,301	_	-		
1 年超 3 年以下	15,673	25,934	4,869	4,550	1,804	1,307	-	-		
3 年超 5 年以下	19,428	15,389	8,118	8,809	300	510	-	-		
5 年超 7 年以下	7,054	6,771	6,441	5,992	612	710	-	-		
7 年超 10 年以下	5,789	8,090	4,978	6,484	810	1,603	-	-		
1 0 年 超	40,122	41,714	38,913	38,707	208	1,006	-	-		
期間の定めのないもの	14,047	12,575	3,791	4,036	99	98	-	-		
残存期間別合計	124,605	128,011	71,662	73,702	5,635	7,536	-	-		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

- 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているものに係るエクスポージャーのことです。
- 3. 上記の業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等の資産が含まれています。
- 4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 5. 上記の残存期間区分の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産、株式等の資産が含まれます。
- (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位:百万円

			#P폭달		当期洞	述少高	#O+F#÷
		期首残高	当期増加高	目的使用	その他	期末残高	
<u>ሰ</u> ቢ (~ ≿ <i>l</i>		平成 26 年度	13	11	-	13	11
一放貝	到引当金	平成 27 年度	11	36	-	11	36
		平成 26 年度	147	142	1	145	142
10別貝1	到引当金	平成 27 年度	142	150	8	133	150
合	計	平成 26 年度	161	154	1	159	154
	<u> </u>	平成 27 年度	154	186	8	145	186

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位:百万円

大臣が2回が東西ガコ亚人(東西亚民寺27万円() - 十世・日ガラ						
		個別貸倒		貸出金	:僧却	
業種区分	当期増減額		期末残高		火山並は水	
	26報	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	0	5	9	15	1	-
農業・林業	0	1	8	0	-	-
漁業	-	-	-	1	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	△1	△2	28	26	4	2
建設業	Δ8	△11	26	14	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	△1	0	0	1	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	5	△6	19	12	0	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	_
不 動 産 業	0	11	4	16	0	2
各種サービス	∆5	13	19	32	3	3
その他の産業	0	-	_	-	-	_
国・地方公共団体等		-	_	-	-	_
個 人	7	∆3	25	22	1	1
숨 計	△4	7	142	150	10	10

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

	エクスポージャーの額					
告示で定めるリスク・ウエイト区分	平成 2	6年度	平成 27 年度			
(%)	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し		
0%	-	8,548	_	11,030		
10%	1	5,818	1	6,336		
20%	43,022	961	42,090	962		
35%	-	22,702	1	21,463		
50%	1,362	1,040	1,616	973		
75%	1	14,607	1	14,752		
100%	102	25,693	101	28,035		
150%	-	244	1	350		
250%	-	1	1	ı		
1,250%	-		_			
その他	-	499	_	298		
合 計	44,487	80,117	43,809	84,202		

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 - 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
 - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー (経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清 算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 - 4. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

単位:百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジ゛ット・デ リバ ティブ	
	26 年度	27年度	26 年度	27 年度	26 年度	27年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	450	400	2,143	2,574	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 - 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

単位:百万円

区	分	平成 2	平成 26 年度		平成 2	27年度
	ט	貸借対照表計上額	時	価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式	等。	1		-	-	-
非上場株式	式等	183		-	165	-
合	計	183		-	165	-

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー (いわゆるファンド) のうち、上場・非上場の確認が困難な エクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。
- (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	区分		平成 26 年度	平成 27 年度
売	却	益	1	-
売	却	損	-	-
償		却	1	-

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー (いわゆるファンド) にかかる売買損益等は含まれておりません。なお、損益計算書における損益の額を記載しております。
- (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

				平成 26 年度	平成 27 年度
評	価	損	益	20	33

- (注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
- (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ございません。

8. 金利リスクに関する事項

単位:百万円

	平成 26 年度	平成 27 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	94	168
自己資本に占める金利リスクの割合	1.73%	3.03%

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、 預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、パーセンタイル値を金利ショック として金利リスクを算出しております。

自己資本調達手段の概要

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体		君津信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目 の額に算入された額	961 百万円	一百万円	一百万円
償還期限	_	_	平成年月日
一定の事由が生じた場合 に償還等を可能とする特 約がある場合は、その概 要	_	_	発行日(平成-年- 月-日)より-年が経 過した日以降の最初 の利息支払日に残高 の全部又は一部を償 還可能



犯罪収益移転防止法

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する 法律」が改正され、これまで信用組合では、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、平成25年4月1日から、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認(取引時確認)させていただくこととなりました。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客さまへの確認(取引時確認)が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等 これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

お客さまに確認させていただく事項 (◎: 平成25年4月1日からの追加確認事項)

	確認事項	主 な 確 認 書 類 (原本をお持ちください)
	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券 (パスポート) ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード (写真付) 等
個人の	◎職業・取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
お客さま	(ご本人以外の方が来店された場合)	○運転免許証 ○旅券 (パスポート) ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード (写真付) 等
	来店された方の氏名・住所・生年 月日等	※上記に加え、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
	名称・本店または主たる事務所の 所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年 月日等	○運転免許証 ○旅券 (パスポート) ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード(写真付) 等
		※上記に加え、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
法人の	◎事業の内容	○登記事項証明書 ○定款 等
お客さま	◎取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
0000	◎議決権保有比率25%超の方の 有無、その方の氏名・住所・生 年月日	

- 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引のある信用組合までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。
- ・詳しいことは、信用組合の窓口等にお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども君津信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体で迅速に対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

4. 不当要求への対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、便宜供与等の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成 22 年 5 月 24 日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入することといたしました。本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

利益相反管理方針

当組合は中小企業等協同組合法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当組合が定める組合内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当組合は、当組合がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当組合は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当組合は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、 またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまとの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当組合は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のお それのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当組合は、利益相反管理について定められた法令および組合内規則等を遵守するため、 役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当組合は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

保険募集指針

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
 - 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を 提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方 (以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2)「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1.000万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式): 1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式) : 月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金 : 5千円 【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円 【特定の疾病に限られる保険は40

万円】 *合計40万円

○ 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へ ご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

○ 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

キャッシュカードの偽造・盗難被害等に対する補償

「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)が平成 18 年 2 月 10 日から施行されています。

当組合では次のような被害に対する補償を実施しています。

対象カード	補償の対象となる取引		
キャッシュカード、	ATM での預金引出、振込、		
ローンカード	総合口座借入、ローンカード借入		

● 補償内容

			取引の内容			
カードの種類	補償となる被害	お客様に過失	お客様に過失	お客様に重大な		
		がない場合	がある場合	過失がある場合		
キャッシュカード	偽造・盗難	全額補償	75%補償	補償なし		
ローンカード	偽造 • 盗難	最高 50 万円まで補償	左記又は 75%の低い 額まで補償	補償なし		

<暗証番号取扱注意事項>

暗証番号は、他人から類推しやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー、並び数字などは使用しないでください。

- ① カードや通帳に暗証番号のメモはしないでください。
- ② ゴルフ場のロッカー等セイフティ金庫の暗証番号にキャッシュカードと同じ番号を使うと 危険なことがあります。
- ③ 当組合の職員や警察官から電話で暗証番号を尋ねることは一切ありません。 不審な電話には注意してください。
- ④ ATM の利用明細は、むやみに捨てないでください。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。 注)ATM で変更できますが、万一忘れた場合、本人でも照会できませんのでご注意ください。

"きみしん"ではコンプライアンスの遵守と 態勢の整備に努めています。

当組合のコンプライアンスについて

君津信用組合の役職員は、信頼され選ばれる金融機関を目指して、 コンプライアンスを重視した企業風土の確立に努めております。 当組合職員が、お客様から現金や証書、通帳などをお預かりする際に は、必ず所定の「受取書」(預り証)をお渡ししております。「受取書」の 発行がなかったり、メモ等を利用した場合には、下記「君津信用組合お 客様相談室」までご連絡ください。

連絡先:きみしんお客様相談室 20438-20-1122

(名刺裏面、コンプライアンスについて)

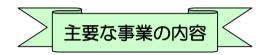
内国為替取扱実績

件数单位:件 / 金額单位:百万円

\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{		平成 26	年度末	平成 27 年度末					
	. 分 	件 数	金額	件数	金額				
振込・送金	他の金融機関向け	90,735	56,253	87,534	54,847				
	他の金融機関から	131,522	61,686	132,954	55,967				
40円寸	他の金融機関向け	5	2	9	7				
代金取立	他の金融機関から	81	126	103	119				



該当事項なし



預金業務

● 預余

当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金納税準備預金、消費税完納準備預金「納くん」、無利息型普通預金「決済用預金」等を取扱っております。

貸出業務

● 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。

● 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

有価証券投資業務

● 預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資して おります。

内国為替業務

● 送金為替、振込及び代金取立て等を取扱っております。

外国為替業務

- 全国信用協同組合連合会の取次業務として外国為替に関する業務を行っております。
- 外国通貨の両替業務を行っております。

付帯業務

- 債務の保証業務又は手形の引受
- 有価証券の売買等
- 有価証券の貸付業務
- 貸金庫業務
- 代理業務

- 個人向け国債の募集
- 住宅長期火災保険等の損害保険の取扱
- 一時払終身保険の取扱
- ビジネスマッチング業務

全国信用協同組合連合会代理店業務・日本銀行の歳入復代理店業務 株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構・年金資金運用基金・独立行政法人雇用能力開発機構 独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金

- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株式払込金の受入代理業務

商品有価証券売買業務・社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取扱っておりません。

手数料一覧

(消費税含む)

									-	(月貝代占包)					
種							類		料 金						
				自店宛	}		3万円未満 3万	<u> </u>	無料						
				他店宛	}	L	3万円未満		324円						
						4	3万円以上			540円					
	当組	合本	支店	АТМ	及	L	3 万円未満			108円					
振							3万円以上			324円					
				インターネ	- '	L	3 万円未満			108円					
				モバイル	·扱		3 万円以上			216円					
込				電信扱	,	_	3 万円未満			648円					
							3万円以上			864 円					
	他		行	文書扱		_	3 万円未満			432円					
			.5	A T M ±			3 万円以上			648円					
				インターネ		L	3 万円未満			216円					
				モバイル			3万円以上			432円					
1 7	ターネ	ן אי ל	-	個人向!	ナ					無料					
	ンキン		'	法人向li	†		照会、振込・振替り			(月額) 1,080円					
				四八回			上記機能+データ伝送	送サー	ビス	(月額) 3,240円					
\ \\	本	支	店							432円					
送金	他		行	電信扱						864 円					
			IJ	普通扱(送	金小切	手))			648円					
	本	支	店	自店宛 他	店宛					216円					
代				同一交換所		L	即日入金		無料						
代金取立	他		行	における		216円									
$\frac{1}{2}$	16		IJ	その生ませ			至急扱			864 円					
その他地域普通扱									648円						
その他	振辽	<u>.</u> • 边	*金	取立手形の組痕	三料、7	不渡	度手形返却料、取立手 员	杉店頭呈	呈示料	648円					
当座預	金	川/	切手	帳 1冊(5	0枚)					648円					
			束手							1,080円					
				口座取扱手数料		版:	売通知書 1 枚)			3,240円					
			ル専:	手形(1 枚につ	き)					540円					
自己宛										540円					
カード	再発行	ਹੁਂ•∶	通帳	証書等再発行						1,080円					
残高証	明書		発行	手数料	1通		4組合書式 			432円					
					. ,_	定	≅形外			1,080円					
夜間				(年額)					–	51,840円					
貸金庫	利用制	料	半目		大		25,920 円 中		440円	小 12,960 円					
				自動 (年間)	大	3	80,456 円 中		580円	小 16,200 円					
	CD・ATM手数料(払戻1回につき) 当組合カード 県内信組									その他					
	平日 18 時まで(土曜 14 時まで) 無料 無米									108円					
	3 18時以降(土曜 14時以降)日曜日 無料 216月									216円					
回替手	同替手数料 無料税 機能を対象性 無料税 機能を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性									1 枚~100 枚					
お客様が持参又は持ち帰りの数により算出。							324円			1 枚~1000 枚					
いずわか多い枚数による							648円	100	1001 枚~2000 枚						
			0) 枚	毎に324円加算			2001 枚以上					
# ^ -	週1回						54,000円	税							
集金手	集金手数料						75,600円	,							
集会	金契約	書の	締結	余件 : ├───	3 <u> </u> 4		97,200円		月	月間手数料					
i	集金契約書の締結条件 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――						118,800円	込							
	週5回 140,400円														

業務のご案内

きみしんの預金

種類	内容						
自由金利スーパー定期	300 万円未満・300 万円以上の2種類の高利回りプラン						
	「八幡支店開店記念プレミアム定期預金(懸賞金付)」・「年金定期 500」						
自由金利大口定期預金	1ヶ月から1,000万円以上の資金運用に最適						
財形預金(年金・住宅)	元本 550 万円まで非課税						
期日指定定期預金	自由金利•1 年複利計算						
普通預金・貯蓄預金・当座預金・定期積金・納税準備預金・消費税完納準備預金「納くん」							
• 通知預金・譲渡性預金など							

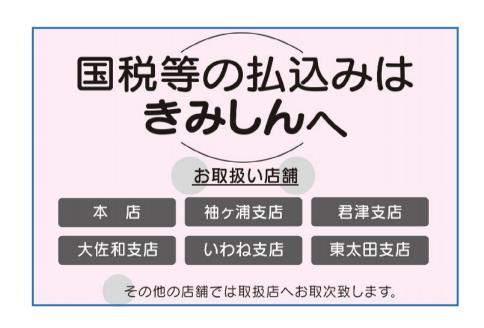
きみしんのローン

種類	お使いみち	ご融資金額
住宅ローン	住まいるいちばん 新築・リフォーム「3年、5年、10年固定金利」「変動金利」	6,000 万円 以内
カードローン	カード 1 枚でスピーディーにいつでもお使いみち自由	10 万円~300 万円
カードローン Web	きみしんPocket・ピンク・アクア・アラカルト・アラカルト Web	定額返済
ビジネス	あなたの資金のニーズにお応えします	50 万円~300 万円
カードローン	スピーディーな資金調達でご商売をサポート	定額返済
	お使いみち自由(事業資金除く)	
	円ジョイポケット・グッドライフローン(事業資金除く)	99 万円 以内
フリーローン	らくらくローン・フリーローン(事業資金除く)	200 万円 以内
	チョイス(事業資金除く)	500 万円 以内
	証貸組替ローン(事業資金除く)	ご利用中の残高以内
スピードローン	お使いみち自由(事業資金除く)	500 万円 以内
スピードローンWeb	Web でカンタンお申込み	500 万円 以内
マイカーローン	車検費用、修理費用、免許取得費用など	500 万円 以内
カーライフローンプレミアム	マイカーの購入(新車・中古車)および車検・修理費など	1,000 万円 以内
カーライフローンプレミアム Web	Web でカンタンお申込み	500 万円 以内
教育ローン	各種学校の入学金、授業料、納付金、アパート敷金・礼金	500 万円 以内
奨学ローンプレミアム	受験費用等受験にかかわる費用、入学金など入学から在学中にかかる費用	500 万円 以内
奨学ローンプレミアム Web	Web でカンタンお申込み	500 万円 以内
リフォームローソフ゜レミアム	住宅の増改築	500 万円 以内
リフォームローンプレミアム Web	Webでカンタンお申込み	500 万円 以内
リフォームローンワイト・プ レミアム		1,000 万円 以内
 事業性ローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人	500 万円 以内
	ヒ゛シ゛ネスエース・ヒ゛シ゛ネスハ゜ートナース゛・ヒ゛シ゛ネスローン	
TKC 経営者ローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000 万円以内
税理士関与先向け	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000 万円以内
ビジネスローン	争未貝並(連松、故州)、無担休、無休証八	1,000 万円以内
信用保証協会提携融資	事業資金(運転、設備)〈無担保、法人代表者以外保証人不要〉	5,000 万円以内
	ダッシュ 5000、スパート 3000、アクティブ 1000	3,000 万円以内 1,000 万円以内
一般融資	手形貸付・手形(でんさい)割引・証書貸付・当座貸越	お気軽にご相談下さい。
公的融資	独立行政法人住宅金融支援機構「フラット 35」・独立行政法	人福祉医療機構·県制度·
	市制度•株式会社日本政策金融公庫•株式会社商工組合	中央金庫

きみしんのサービス

種類	内容
年金・共済自動受取	公的年金・各種共済年金の自動受取
給 与 振 込	給料・ボーナスがお勤め先から直接口座に振込
公 共 料 金	電気料・電話料・NHK・水道料・ガス料金自動支払
内 国 為 替	全国の金融機関へ振込
外国通貨 両替	ドル交換
ニュービジネスクラブ	企業の情報提供、人脈交流、サクセスネット(情報提供サービスの利用)
IC・キャッシュカード	安全性を重視した IC キャッシュカードの新規発行を無料化対応
ATM 指静脈認証	五井支店 ATM に安全を重視した指静脈認証を取り入れました。
デビットカード	キャッシュカードで、デビットカード加盟店にて買い物ができます。
全国キャッシュサービス	全国の提携金融機関および郵便局、コンビニ、JR 東日本 ATM で「きみしん」カードがご利用できます。
でんさいネット	ペーパーレスで手続きラクラク、搬送代を削減し印紙税も非課税、支払手段を効率化できます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合間での CD・ATM 利用手数料が無料となります。
インターネットバンキング・モバイルバンキング	振込•振替業務、取引明細照会業務•月額基本手数料無料
法人インターネット	個人事業主様、法人様に対応。大量のお振込みが一括で処理できます。オフィ
バンキング	スから簡単操作で取引明細照会や税金等各種料金の払込可。
ペイジー 各種料金払込サービス	税金や各種公共料金等の各種料金をインターネットから払込ができます。
ペイジー 口座振替受付サービス	口座振替の手続きを印鑑なしでキャッシュカードだけで行なえます。
労働保険料等の口座振替	継続事業、単独有期事業、一般拠出金に係る保険料の口座振替納付ができます。
国税等の払込み	本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店にて国税
日本銀行歳入復代理店	や交通反則金の納付が、その他の店舗では取次ができます。
国 税 タ・イレクト 納 付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
貸 金 庫	簡単操作のプライベート金庫
国債の窓口販売	個人向け国債の窓口販売
保険窓口販売	長期火災保険、債務返済支援保険、年金払積立傷害保険、個人年金保険、 医療総合保険、終身保険の窓口販売

その他に、外国為替業務(取次業務)、有価証券の貸付業務、債務の保証業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入業務を取扱っております。



地域密着型金融の取組の状況

1. 地域貢献に関する経営姿勢

君津信用組合は地元の中小零細企業者や、住民の皆様が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小零細企業者や住民一人々の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本とし「金融を通じて地域社会に奉仕する」を経営方針としております。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

2. 金融を通じた地域貢献

当組合の経営理念「金融を通じて地域社会に奉仕する」を基本とする経営方針にて営業活動を行っております。

本年度においては、中小零細企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、事業者の資金繰り支援のため、「プロパー融資」「千葉県信用保証協会付融資」を積極的に推進することにより、中小零細企業者への事業資金の融資に力を入れて参りました。また、千葉県や地元市町村の県制度・市町村制度融資を積極的に利用推進することにより、地域の中小零細企業者の皆様に対しまして、創業・新事業支援資金ならびに長期安定した事業資金の融資に努めました。さらに、融資商品開発ならびにリニューアルを行うことにより、地域の皆様のニーズにお応えできるよう改善を図っております。

【28年3月末までの貸出実績】

①県・市町村制度融資

332件 2,643 百万円

②個人ローン

住宅ローン 445百万円

消費者ローン 1,632 百万円

※事業性融資新規実行額 2,183 百万円

うち、プロパー融資 1,572 百万円

保証協会付融資 551 百万円

貸出先数 • 金額(28年3月31日)

単位:百万円

区 分	先 数	金額	うち設備資金	うち運転資金
事 業 者	1,828	34,383	15,537	18,846
個 人	7,252	37,238	29,565	7,673
(内住宅ローン)	_	(16,090)	_	_
(内消費者ローン)	_	(5,788)	_	_
地方公共団体	2	1,950	164	1,785
合 計	9,082	73,572	45,266	28,305

3. その他のサービス活動

- (1) なの花会(年金友の会)
 - ・なの花会は、当組合で年金を受取っている方の親睦と充実した生活のお手伝いをするため昭和59年から順次、全店で組織化され、会員数は現在8,549人(28年2月末現在)となっております。
 - 会員の皆様の楽しいふれあいの場として、旅行、グラウンド・ゴルフ、カラオケ、生け 花、舞踊等を行っております。

カラオケについては、お気軽にご利用いただけるように主要支店に通信カラオケ DAM

を設置しています、収納曲数50,000曲、是非ご利用ください。

- ・グラウンド・ゴルフは、各店での大会に加え、毎年 10 月に全店大会を実施しています。
- ・店ごとの企画で、日帰りあるいは一泊の「なの花会旅行」を実施しております。詳しくは、お近くの営業店にお問い合わせください。
- (2) きみしんニュービジネスクラブ

会員の皆様にビジネスサミット及び千葉県産業情報ヘッドラインのビジネス情報を提供 しております。また、定期的に情報誌をお届けしております。

その他企業経営をサポートする「サクセスネット」に登録しておりますので、新たなビジネスチャンスのきっかけにご利用ください。 〈詳しくは窓口まで〉

- (3) 一般情報提供
 - ・情報誌「ボンビバーン」の提供 「暮らしたのしく人いきいき」のサブタイトルどおり、旅行・年金・税金・健康等の暮らしに必要な情報を提供しています。
- (4) ホームページ

URL (http://kimishin.jp/]

- 各種サービスのご案内など、きみしんの情報満載です。ぜひご覧ください。
- (5) お客様相談室

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。

信用組合業務に関してお困りのことや、当組合へのご意見、ご希望がございましたら遠慮なくお申し出ください。

電話番号 0438-20-1122 受付時間 平日 午前9:00より午後5:00 また、匿名でのご意見等は各店窓口に「お客様ご意見箱」を用意しております、ご利用ください。 (6)文化的、社会的貢献活動 《地域貢献プログラム》

- ・「袖ヶ浦さつき台病院 猪狩友行副院長による医療講演会」実施 平成27年7月16日 参加者197名
- •「かずさジュニアオーケストラ」定期演奏会協賛 平成 27 年 8 月 23 日 会場 かずさアカデミアホール (観客数 600 名)
- •「しんくみの日週間」 献血運動実施 平成27年9月2日 参加者 お客様・役職員 合計51名
- ・第13回きみしん「なの花会」グラウンド・ゴルフ大会10月3日選手236名参加
- 第36回海外旅行

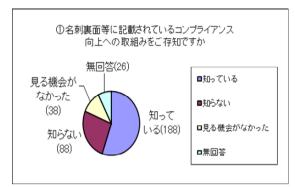
「世界遺産 アンコールワットとベトナム・ホーチミン5日間の旅」 11月実施

- 「きみつ少年少女合唱団」定期演奏会後援 平成 27年 12月 20 君津市民文化ホール
- (7) お客様アンケートの実施

お客様が、日頃感じている"きみしん"へのご意見・ご要望等について広くお伺いし、その結果を今後の組合経営に活かすことで(53 頁をご参照ください)、より一層お客様にご満足いただくことを目的として、お客様アンケートを実施しました。お取引いただいているお客様から1,500名をランダムに選ばせていただき、うち338名にご回答いただきました(回答率22,53%)。

本アンケート調査の結果を下記に開示するとともに、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。なお、「お取引店の総合的な満足度」においては、「良い・やや良い」という回答が81.59%、これを含む「普通」以上の回答が98.56%、「悪い・やや悪い」が1.42%でした。"きみしん"では、お客様からのご意見・ご要望を真摯に受けとめ、更に便利に快適にご利用いただけますよう改善に努めてまいります。

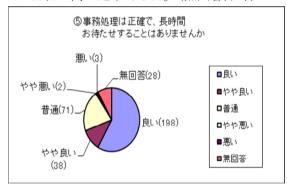
また、本年度も「お客様アンケート」を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。



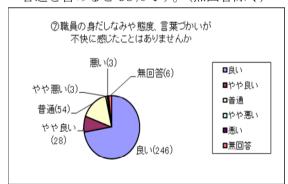
・68%の認識率でした。(無回答、見る機会がなかった除く)更に高めるよう努めます。



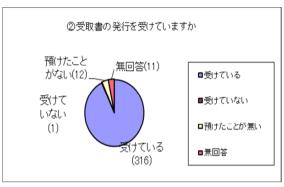
・良い、やや良いが85%、普通を含めると100%の高い比率でした。(無回答除く)



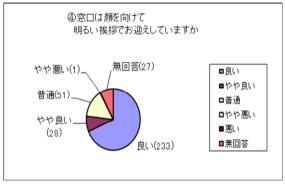
・良い、やや良いが 75%の比率でした。 普通を含めると 98%です。(無回答除く)



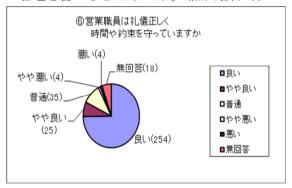
・良い、やや良いが 82%の高い比率でした。 普通を含めると 98%です。(無回答除く)



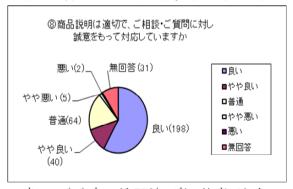
・99%超の高い結果でした。(無回答、預けたことがない除く)



・良い、やや良いが83%の高い比率でした。 普通を含めると99%です。(無回答除く)



・良い、やや良いが 86%の高い比率でした。 普通を含めると 97%です。(無回答除く)



・良い、やや良いが 77%の高い比率でした。 普通を含めると 97%です。(無回答除く)

第54期通常総代会のご報告

平成28年6月29日午前10:30より本店4階大ホールにて、第54期通常総代会が開催され下記の議案が説明、審議を経て承認されましたことをご報告いたします。



議決事項

第1号議案 第54期 剰余金処分案承認の件

第2号議案 第55期事業計画並びに予算案承認の件

第3号議案 役員(理事及び監事)の任期満了に伴う改選の件

第4号議案 退任役員退職慰労金支給の件

第5号議案 定款の一部変更の件

第6号議案 組合員除名の件

総代会の仕組と役割

• 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 28,135 名(平成 28 年 3 月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

・総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

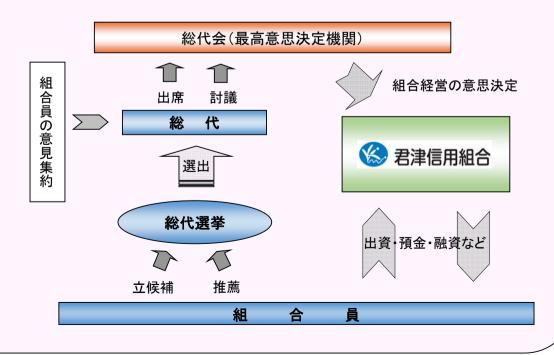
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に 自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区 (選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候 補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候 補者(推薦を含む))を当選者として選挙は行っておりません。

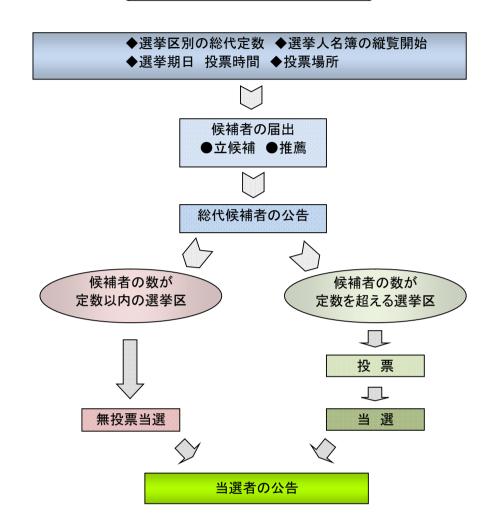
(2) 総代の任期と定数等

任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を6つの区に分け、総代の選出を行なっています。総代の定数は100人以上130人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比を踏まえて理事会で決定しています。

現在の総代は128名で任期は平成28年4月1日~31年3月31日までです。



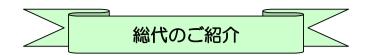
総代選挙までの手続き



利用者の声を踏まえて経営改善を行った事項

改善項目

- ① 「低金利でスピード融資の消費者ローンを」との要望にお応えして、「プレミアム・フリーローン」を発売いたしました。
- ② 君津支店の応接室の出入りには営業室内を通る必要があることから、分かりづらく不便であるとのご意見をいただき、ロビー側に応接室への出入口を設けました。
- ③ いわね支店で、駐車場出口の停止位置が道路との境界であり、通行人と接触する可能性があり危ないとのことで、「止まれ」の文字及び「安全ミラー」を設置いたしました。
- ④ 中央支店と平川支店のATMコーナーが少し暗い感じがするというご指摘を受けスポットライトを全て白色灯に変更する等、改善を図りました。
- ※当組合では、総代会に限定することなく、今後も、店頭設置の「お客様ご意見箱」、お客様相談室、電話や電子メール、アンケート調査、役職員による日々の訪問活動等を通して、組合員の皆様のご意見を経営活動に反映させるよう努めて参ります。



総数 128名(平成28年6月29日現在)敬称略

	(第一地	区 44	1名)			(第二	地区 1	9名)		<u> </u>	(第三				7,12	9口 現代					(第五5	他区 1	0夕)			(笙六	地区 1	1夕)	
青	木			2	石				3	青				3	在														
新	井 潤	_	郎	1	大	野	峻	ŧ	2	青	木	龍	_	2	池	田	和	陽	7	岡	本	修		1	石	Л	光	則	2
飯	田	Ŋ	月	5	大	野	達	弥	2	雨	笠	利	久	4	岡	田	實		2	亀	田	久	男	1	市	野	義	之	4
石	塚	直	人	1	尾	形	敏	夫	2	雨	笠	Œ	昭	4	勝	田	文	典	3	河	野	_	雄	1	熊	澤	伸		2
石	渡	泰	彦	2	Ш	端	久 美	子	1	石	井	時	久	8	勝	畑	元	宏	2	里	見	吉	英	2	佐	久	間	清	5
井	菅	清	志	2	北	見	洋	司	♦	石	渡	ŝ	鋼	6	児	玉	浩	正	2	高	澤	勇	夫	1	佐	野	義	雄	3
磯	部	君	男	2	剣	持	義	明	3	榎	本	_	角	•	齊	藤	良	充	5	高	橋		功	2	白	幡	賢		10
榎	本	利	夫	1	坂	井	正	視	5	大	野	幸	男	*	進	藤	屆	t	2	Ξ	宅	邦	弘	2	平	田	哲	平	5
大	Ш	裕	±	1	佐	藤	光一	郎	4	鹿	嶋	克	美	*	進	藤	秀	世	2	宮	﨑	隆		1	丸		淳	_	1
大	森	裕	資	5	Ξ	幣	薫	久	♦	加	藤加	進一	郎	•	鈴	木	庸	夫	2	宮	原	廣		1	望	月	昇		♦
織	本	富	之	3	茂	田	秀	和	1	ĮIK	込	八	束	3	津	田	範	彦	2						安	田	信	之	3
柿	崎	秀	勝	1	鈴	木	芳	夫	7	見	本	泰	作	♦	露	﨑	信	夫	3										
勝	畑	竹	俊	5	戸	波	3	ŧ	2	白	石	幸	久	6	内	藤	芳	夫	6										
萱	野	文	雄	2	錦	織	勝	男	4	鈴	木	裕	士	3	中	山	博	夫	6										
北	見	_	幸	2	保	坂	ā	5	♦	中	山	秀	雄	2	並	木	耕	_	3										
或	吉	俊	夫	2	松	崎	哲	也	2	錦	織	好	郎	♦	褔	原	孝	彦	1										
古	泉多	嘉	夫	2	松	田	芳	己	4	平	野	勝	利	3	増	田	秀	夫	2										
小	島	或	利	4	森		弘	男	2	平	野	忠	男	3	御	園 生	栄	次	4										
近	藤	雅	文	5	和	田	宏	視	3	平	野	照	和	6	矢	田	高	裕	2										
近	藤	洋	子	1						藤	倉	均	9	3	吉	田	浩	幸	2										
齊	藤	儀	平	5						森	田	博	司	2															
佐	久 間	誠	増	3						渡	辺	1	務	3															
庄	司	基	晴	2							総 開発 冨)ミ			1															
白	石	光	重	3							ション			1															
鈴	木	克	己	4																									
<u>須</u>	田	忠	充	3																									
武	井	千	尋	3																									
武	内佐		郎	4																									
富	所																											_	
豊	田																											_	
林	侹																											_	
平	井																											_	
	戸																												
	谷																											-	
	田																											-	
	田																												
	<u>野</u>																												
	- 寺																												
<u>/\</u>																													
	岡																												
	<u>村</u>	俊	哉																										
若 か・	<u>林</u> ずさエ	フェ	. Д	4										H															
株	式	会	社	1																									

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2)就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

役員等の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額について は前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の 基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	67	110
監事	11	20
合 計	78	130

- 注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
- 注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です(退任役員を含む)。
- 注3. 上記以外に支払った役員賞与金は理事5百万円、監事1百万円であり、役員退職慰労金は ありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注2.「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」 に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬 体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

地域貢献プログラム

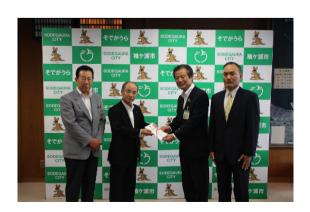
かずさジュニアオーケストラ 第 17 回 定 期 演 奏 会



な の 花 会 グラウンド・ゴルフ大会



袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会へ ピーターパン寄付



しんくみの日週間 献 血 運 動



第36回きみしん海外旅行 「世界遺産 アンコールワットと ベトナム・ホーチミン5日間の旅」



医療講演会 「いくら年を重ねても活き活きと生活するために」



一日警察署長(君津市・君津警察署) 「年末年始特別警戒取締り及び冬の交通安全運動」出動式 ≪職員が協力させていただきました≫





五井支店なの花会 設立総会









ボランティア 活 動

「少しでもお役に立てればと 地域の活動のお手伝いをしています」

































きみしん八幡支店

皆様のご期待に応え市原市八幡に16番目の支店

益々便利に

貸金庫完備

コンピュータによる自動管理方式。 貴重品を火災・盗難・地震などの 災害から安全にお守りします。



君津信用組合 支

開設準備室(五井支店内)

T290-0050 市原市更級1-8-1

TEL.0436-98-5151(代) FAX.0436-98-5153



振り込め詐欺防止への取り組み

゛きみしん゛だは

その振り込み、待った!<

を合い言葉に振り込め詐欺被害の防止に努めています。

ポスターやチラシ、ATM コーナーや窓口での積極的な声がけによる注意喚起に努めています。また、お客様に気付いて頂くツールとして「振り込め詐欺防止チェックシート」での確認をお願いしています。ご協力をお願い致します。





ワンクリック詐欺防止し感謝状 いわね支店 木更津警察署から

君津信用組合(宮澤義夫理事長、本店・木更津市、預金 1190 億円)の「いわね支店」は十二月八日、「ワンクリック詐欺」を防止したとして木更津警察署から感謝状を授与された。

詐欺を防ぐきっかけとなったのは、50歳後半の男性客が十一月十七日に来店し、担当の鈴木推進役に相談したため。話を聞くとインターネット利用に関して三十二万円の請求を受け、十一月十六日に指示通りアマゾンの金券を購入し券面をファックスしたところ、翌十七日に弁護士と名乗る男から電話で「他にも未払い八十七万円があるので、同様の手段で送るように」と指示されたという。

この弁護士の電話番号を調べたところ「架空請求詐欺」の使用番号に該当していたので、 警察に通報するとともにアマゾンに連絡し換金を停止できた。

吉田修秋支店長は「顧客のお金が無事戻って良かった。これからも気軽に相談できる店づくりに務めていきたい」と語っていた。

(左側の写真は木更津警察署長といわね支店職員、右側は感謝状を授与される鈴木推進役)

【「平成27年12月25日(金曜日)全国信用組合新聞」より転載】

